

いじめ防止基本方針

埼玉県立川口工業高等学校

(単位制による定時制の課程)

はじめに

埼玉県立川口工業高等学校(単位制による定時制の課程)は、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、本校の教育目標にもある個人の尊厳を重んじる理念を実現し、生徒が安心して充実した学校生活を送れるようにするため、この方針を策定する。

第1 いじめの未然防止のための取組

全職員が、いじめ問題に無関係である生徒はいないとの認識のもと、いじめの防止を図るため、以下の取組を計画的に実施するとともに、その効果の検証と取組の改善を図る。

- (1) 担任は、LHR等を通じて、いじめ防止に関して、生徒に啓発を行う。
- (2) 全教員は、授業、学校行事、部活動等の教育活動を通じて、人権意識の啓発を行う。
- (3) 生徒指導部の人権教育担当の教員を中心に、1年次の生徒に、講演会やDVDの視聴等、人権意識を啓発する具体的な取組を行う。
- (4) 生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

第2 いじめ早期発見への取組

いじめを早期に発見するため、全職員が協力して以下の取組を実践する。

- (1) いじめに関する質問を設けた生徒アンケートを実施する。いじめを受けているとの回答があった場合、担任は、管理職及び生徒指導主任にそのことを報告するとともに、当該生徒から事情を聴取して、事実関係を把握する。
- (2) あらゆる教育活動を通じて、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有する。いじめの兆候に気づいたときは、管理職、生徒指導主任、担任に報告する。担任は、関係生徒から事情を聴取し、事実関係の把握を行う。

第3 いじめの早期解決への取組

いじめが明らかとなった場合、早期解決に向けて全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、理解を得る。
- (2) 他校の生徒が関わるいじめの場合は、当該校への通報し、解決に向けた連携を図る。
- (3) 被害生徒の保護を第一に、管理職や生徒指導部を中心に加害生徒への適切な指導を行う。
- (4) 校内での解決が困難な場合は、外部機関との連携を図る。
- (5) 「いじめ防止対策推進法」23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校では、いじめ問題に関する中心的な組織を生徒指導部とする。ただし、管理職、生徒指導主任、養護教諭、各担任は、いじめに関する情報交換を行なうものとする。また、必要に応じて、教科担当教諭や部活動顧問等もこの情報交換に加わるものとする。

第5 「いじめ防止対策推進法」第28条における「重大事態」について

「いじめ防止対策推進法」第28条における「重大事態」が生じた場合、本校は以下の対応を迅速に行う。

- (1) 調査を実施し、得られた情報は、生徒及びその保護者に提供するとともに、埼玉県教育委員会に報告する。
- (2) 調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から生徒指導部を中心に行う。
- (3) 必要に応じて、県教育委員会やその他の外部機関とも連携を図る。
- (4) 再発防止のため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを行う。
- (5) 被害生徒のため、補講計画の立案等、学習面のサポートを実施する。